

令和2年4月8日

保護者各位

寒川町長 木村 俊雄
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言の対応について（協力依頼）

日頃より、保育行政に対して多大なご理解とご協力をいただきありがとうございます。

昨日新型コロナウイルス感染症まん延防止のため緊急事態宣言が発出されました。それを受けて神奈川県では令和2年5月6日までの間、県民の外出の自粛を要請することとなりましたが、県民の日常生活の維持に必要な事業活動については感染防止対策に留意のうえ、継続を要請することとしており、保育所等については今まで通り開所し、子どもの受入を行うことになりました。

保育所等は開所となりますが、まん延防止のため、ご家庭での保育が可能である児童につきましては、登園を控えていただくようお願いいたします。また遅めの登園や早めのお迎えなど、できる限りのご協力をお願いいたします。

期間は令和2年4月8日（水）～5月6日（水）までとします。

期間中登園を控えた場合（欠席した場合）の保育料につきましては、次の通りとなります。

《0～2歳児 保育料の減免について》

保育所等に在園する0～2歳児の保育料につきましては、減免（日割計算）が適用されます。減免前の保育料で一度納付していただき、日割り計算後還付する流れとなります。返金手続きの方法などは別途お知らせいたします。

なお、町外在住の方については、お住まいの市町村にご確認ください。

《3～5歳児 給食副食費の取扱について》

保育所等に在園する3～5歳児の副食費につきましては、食材の購入計画等の関係から月額徴収を基本とし、日割り計算は行なわないこととされていることから減免は行いません。

今のところは開所となりますが、園児や保護者が罹患した場合や町内で感染が著しく拡大している場合で、保育の提供を縮小して実施することさえも困難なときは、臨時休園となることもございますので、ご承知おきください。

一日も早く新型コロナウイルス感染症のまん延が収束に向かいますよう、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先：寒川町役場 健康子ども部 保育・青少年課
保育担当 内線 151～154